

令和 8 年度（令和 8 年 4 月から）

保育施設一斉入所の受付について【旭区版】

- ☆ 受付面接日については事前予約制となり、行政オンラインシステムによるオンライン予約が必要です。
- ☆ 申込については第 1 希望の保育施設の受付日（別添の日程表）に予約をしてください。
- ☆ 申込書の受付時に入所面接を行いますので、必ず、対象となるお子さまとご一緒にお越しください。

● **希望保育施設の確認・決定**

- ・ 希望保育施設には日程を調整のうえ、事前に見学してください。
- ・ 保育施設によって入所可能年齢や利用時間、諸経費などが異なりますので、希望保育施設に確認してください。

● **申込みに必要な書類の準備**

- ・ 『就労証明書』『診断書』などの証明が必要な書類は、発行していただくまでに **時間を要する場合があります** ので早めにご準備ください。
- ・ 書類が揃わない場合でも受付・面接を行います、**令和 7 年 11 月 17 日(月)まで** に必ず提出してください。
- ※ 証明がない場合や記載内容に不備がある場合は、利用調整において反映されないことがあります。

【受付期間】 令和 7 年 10 月 1 日(水) ～ 10 月 15 日(水)

※ 土日祝をのぞく

【受付時間】 9 時 ～ 17 時 30 分

(ただし、金曜日は 19 時まで)

【受付場所】 旭区役所 1 階 特設会場

※ 第 1 希望の保育施設の受付日に都合がつかない場合は、保育施設指定のない日か第 2 希望以下の保育施設の日に予約をしてください。

※ 他区及び他市所在の保育施設が第 1 希望の場合は、保育施設指定のない日か当区の希望保育施設の日に予約をしてください。

※ お子さまがご一緒できない場合は後日に面接日を設定させていただきますが、**必ず期間中に受付を済ませて** ください。

※ 受付期間を過ぎて申込書を提出された場合は、1 次調整で選考できませんのでご注意ください。

※ 郵便による申込書の提出は受け付けておりませんので、必ず受付面接日を予約し、予約のとれた日にお子様とご一緒にお越しください。

(裏面に続く⇒)

確認してください

□ 希望保育施設は選びましたか？

- ・ 第6希望まで記入できます。通うことができる範囲でご記入ください。
- ・ 令和7年10月28日(火)に申込状況について旭区役所のホームページで公表します。
希望保育施設の変更をする場合は『保育施設利用申込変更等届出書』の提出が必要となります。

〔変更期限〕 **令和7年11月17日(月)**

□ 年齢はおいくつですか？

- ・ 利用児童の年齢は、**令和8年4月1日現在**の年齢です。
申込年齢により入所枠が異なりますので、年齢区分を確認してください。

年齢区分	対象年齢
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ
0歳児	令和7年4月2日生まれ～

(注) お預かりできるのは、原則として生後6か月以上のお子さまです。

※ 生後6ヶ月未満のお子さまは原則として利用ができませんが、生後2～3ヶ月からご利用できる施設もありますので、別添の『保育施設等一覧』をご確認ください。

□ 保育を必要とする証明などはご準備できましたか？

- ・ 『就労証明書』には **事業所(会社等)の証明** が必要となります。
- ・ 自営業の場合は、**最新の青色申告決算書(控)または収支内訳書(控)等**の添付が必要となります。
- ・ 『疾病・障がい状況申告書』の【疾病】欄には **医師の証明** が必要となります。
※ 本人記入欄の書き漏れにご注意ください。
- ・ 介護・看護の要件で保育施設等をご利用申請される場合には、『介護・看護状況申告書』への記載とともに、『疾病・障がい状況申告書』には介護や看護が必要な方の状況を記載のうえ障がい者手帳や介護保険証の写し等を添付してください。
(添付書類がない場合等には【疾病】欄に **医師の証明** が必要となります。)

□ 同居または近隣に居住する親族の証明はご準備できましたか？

- ・ 保護者以外の **20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母等・おじ・おば・きょうだい)** や、**別居(保護者住所地からおおむね1km圏内)の65歳未満の祖父母等** については、『保育理由証明及び申告書』(祖父母等用)をご提出ください。
(提出がない場合は、利用調整上の減点対象となります。)

※ 上記以外にも対象のお子さまや世帯状況によって必要な書類がありますので、詳細を『令和8年度保育施設・保育事業利用の案内』でご確認のうえご用意ください。

【問合せ先】旭区役所保健子育て課(子育て支援)TEL 06-6957-9173